

公売保証金の納付手続き（インターネット公売）

※クレジットカードによる納付の場合は、必要ありません。

1 手続きに入る前に

- (1) 手続きに入る前にK S I 官公庁オークションに関する規約・ガイドライン、尾道市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
- (2) K S I 官公庁オークションのログイン ID の取得などを行い、K S I 官公庁オークション内の尾道市インターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加仮申し込みを行った後、この手続きを行ってください。
- (3) 公売参加者が法人の場合、法人名で取得したK S I 官公庁オークションのログイン ID で公売物件詳細画面より公売参加仮申し込みを行った後、この手続きを行ってください。
- (4) 公売保証金の金額及び納付方法は、公売財産ごとに異なります。
また、公売保証金の納付は、公売財産の売却区分ごとに必要となります。
必ず、入札しようとしている公売財産の公売物件詳細画面で公売保証金の金額、納付方法を確認した上で、次の手続きを行ってください。

2 「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」の送付

- (1) 「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を印刷（尾道市ホームページよりダウンロード）し、太枠内を記入、捺印（※捨印も必ず押してください。）してください。なお、「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入された住所（所在地）、氏名（名称）、電話番号、K S I 官公庁オークションのログイン ID、メールアドレス、返還請求先の口座情報は公売保証金の返還完了まで変更できませんのでご注意ください。
- (2) 「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入する振込先金融機関は、尾道市指定金融機関（※文書末尾参照）に限ります。
- (3) 「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を尾道市企画財政部収納課公売担当宛に書留郵便にて送付してください。

3 公売保証金の納付

- (1) 「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を受理した尾道市は、「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入されたメールアドレスに電子メールにて振込先口座など公売保証金の納付方法のご案内を送信します。
- (2) 電子メールの案内にしたがって、次のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。（公売財産によっては利用できない方法もありますのでご注意ください。）
公売保証金は、入札開始日の2開庁日前までに尾道市が確認できるよう一括納付してください。
尾道市が納付を確認できない場合、入札することができません。

ア 銀行口座への振り込み

公売保証金を振り込み後、尾道市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。
振込手数料は、公売参加者の負担となります。
類似の口座名にご注意ください。

イ 現金書留での送付（公売保証金が50万円以下の場合に限ります。）

郵送料などは、公売参加者の負担となります。

ウ 尾道市に直接持参

銀行振出の小切手は、広島手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限ります。

受付は、月曜日から金曜日の開庁日、8時30分から17時15分までです。

- (3) 尾道市が公売保証金の納付を確認した後、参加申し込み完了（参加登録）の手続きを行うと、入札することができるようになります。
- (4) 公売参加仮申し込みを行ったK S I 官公庁オークションのログイン ID でログインした画面で、「参加申し込み・完了」と表示されるのは、入札開始の前日となることがあります。

4 公売財産が農地である場合

- (1) 公売財産が農地である場合は、都道府県知事などの発行する「買受適格証明書」を入札開始日の2開庁日前までに尾道市に提出してください。
※尾道市が入札開始日の2開庁日前までに「買受適格証明書」の提出を確認できない場合は、入札することができません。

5 公売保証金の返還

- (1) 最高価申込者及び次順位買受申込者など以外の公売参加者が納付した公売保証金は入札期間終了後に返還します。この場合、返還までに入札終了後4週間程度要することがあります。
- (2) 公売保証金を納付した財産の公売が中止された場合及びインターネット公売全体が中止となった場合は、納付した公売保証金は返還します。
- (3) 公売参加申し込み後、入札をしない場合も、公売保証金の返還時期は入札期間終了後となります。
- (4) 国税徴収法第108条第1項の規定に該当し同条第2項の処分を受けた公売参加者の公売保証金は返還しません。
- (5) 公売保証金の返還方法は、公売参加者からあらかじめ指定した公売参加者（公売保証金返還請求者）名義の金融機関口座へ尾道市から振り込まれます。

6 書類の送付先

〒722-8501

広島県尾道市久保一丁目15番1号

尾道市企画財政部収納課 公売担当

《尾道市指定金融機関》

広島銀行・三井住友銀行・中国銀行・伊予銀行・もみじ銀行・愛媛銀行・山口銀行・しまなみ信用金庫・広島県信用組合・備後信用組合・中国労働金庫・尾道市農業協同組合・三原農業協同組合・広島県信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行